

## アルバイトをする前に 知っておきたい7つのポイント

### 1 アルバイトを始める前に、 労働条件を確認しましょう!

※メール等で労働条件通知書を  
もらうこともできます



### 2 バイト代は、毎月決められ た日に、全額支払いが原則 です!

※希望していない商品の購入に  
応じる必要はなく、その代金  
の一方的な賃金控除は禁止さ  
れています



### 3 アルバイトでも、残業すれば 残業手当がでます!

※事業主は労働時間を適正に  
把握する必要があります



### 4 アルバイトでも、条件を満た せば、有給休暇が取れます!



### 5 アルバイトでも、仕事の中 のけがは労災保険が使えます!



### 6 アルバイトでも、会社都合の 自由な解雇はできません!



### 7 困った時は、各地の 総合労働相談コーナー に相談を!



平日夜間・土日祝の相談は  
労働条件相談ほっとラインへ!  
☎ 0120-811-610

詳しくはこちら!

ポータルサイト  
確かめよう労働条件



アルバイトの  
労働条件を確かめよう!  
～キャンペーン実施中～  
令和6年4月1日～7月31日

こんなことで  
困っていませんか?

# アルバイトのトラブル

こんなことで困っていませんか？

時給が面接で  
聞いたときの  
金額と違う

一方的に  
シフトを  
変更される

開店の準備や  
片付けの時間  
の給料が  
もらえない

お店が  
忙しくて  
休憩が  
もらえない

代わりを  
見つけないと  
バイトを  
辞めさせて  
もらえない

売れ残った  
商品の  
買い取りを  
強要される

**おかしい!と思ったら、すぐに相談を**

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ

**総合労働相談コーナー** ※4月～7月に若者相談コーナーを設置

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



平日夜間・土日祝の相談は

**労働条件相談ほっとライン**

**☎ 0120-811-610**

**無料**

月～金：17時～22時 土・日・祝日：9時～21時

For concerns&questions about working conditions  
**Labour Standards Advice Hotline**

Mon to Fri 17:00-22:00/Sat,Sun,National Holidays 9:00-21:00

Multilingual



日本語

